

第 27 回 認定看護管理者(CNA)認定審査

『認定の手引き』

■ 受験資格について ■

第 26 回認定審査から受験資格要件が以下のように変更になっています。

- 1) 日本国の看護師免許を有すること。
- 2) 看護師免許を取得後、実務経験が通算 5 年以上あること。そのうち通算 3 年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験があること。
- 3) 以下のいずれかの要件を満たしていること。
 - ・ 要件 1 認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者
 - ・ 要件 2 看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者

■ 画像の提出について ■

新規申請・再受験区分に関わらず、

修了証画像（サードレベルもしくは修士課程）、勤務証明書のアップロードが必要です。

2023 年 4 月 27 日
公益社団法人 日本看護協会

【目次】

1	第 27 回認定看護管理者(CNA)認定審査 実施概要	1
1-1	認定審査について	1
1-2	2023 年認定看護管理者認定審査日程の概要	1
2	受験資格	2
2-1	受験資格について	2
2-2	2022 年以降の認定看護管理者認定審査 受験資格要件の変更について	3
3	申請手続き	4
3-1	申請の手順	4
3-2	オンラインでの提出物一覧	5
3-3	郵送での提出物一覧	5
4	個人情報編集・審査申請・履歴書等の提出(オンライン)	6
4-1	審査申請、修了証画像・勤務証明書画像・履歴書提出期間	6
4-2	事前準備	6
4-3	『資格認定制度 審査・申請システム』へのアクセスと個人情報登録・編集	7
4-4	審査申請、修了証・勤務証明書の画像の提出	14
4-5	審査料の振込	17
4-6	申請の取下げについて	17
4-7	履歴書の提出(オンライン)	18
5	審査書類の提出(郵送)	22
5-1	審査書類提出期間	22
5-2	審査書類様式の入手	22
5-3	審査書類の作成	22
5-4	審査書類の提出	22
6	書類審査合否の確認と受験票の印刷	23
6-1	書類審査合否の確認	23
6-2	受験票の印刷	24
6-3	受験準備	25

7	筆記試験	26
7-1	日程	26
7-2	試験会場	26
7-3	方法	26
7-4	出題範囲	26
7-5	当日の持参物	27
7-6	受験の注意事項	28
7-7	合格基準	28
8	審査合否の確認と認定料の振込・認定登録内容の確認	29
8-1	審査合否の確認	29
8-2	認定料の振込	30
9	登録内容の確認と情報公開の設定	32
9-1	登録内容の確認と情報公開の設定	32
10	認定証等の受領	34
10-1	認定証の受領について	34
11	その他の事項	35
11-1	審査に関する情報開示	35
11-2	個人情報保護方針	36
11-3	問合せ先	36
	(別添 1)再受験について	37
1.	再受験について	37
2.	再受験区分及び必要な提出物・審査料について	37
	(別添 2)勤務証明書について	38
1.	記載上の注意事項	38
2.	提出方法	38
	(別添 3)修了見込での審査申請について	39
1.	修了見込証明書の提出	39
2.	修了証の差し替え	39
	(別添 4)審査書類(郵送での提出物)の作成方法	42
1.	審査書類記載上の注意事項	42
2.	各審査書類の記載方法	42
	(参考資料)日本看護協会認定看護管理者規程及び細則	44

1 第27回認定看護管理者(CNA)認定審査 実施概要

1-1 認定審査について

1) 目的

認定看護管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有しているかを審査する。

2) 審査の方法と内容

- (1) 書類審査: 認定看護管理者(CNA)の受験資格を有しているかを審査する。
- (2) 筆記試験: 認定看護管理者(CNA)として必要な能力について審査し、合否を判定する。

1-2 2023年認定看護管理者認定審査日程の概要

日程	申請者	参照ページ
6月1日(木)10:00～ 6月15日(木)15:00	審査申請・画像(修了証・勤務証明書)の提出(オンライン) 審査料の振込	6～17
	履歴書の提出(オンライン)	18～20
6月1日(木)～ 6月22日(木)消印有効	審査書類の提出(郵送)	22
6月23日(金)11:00～ 10月4日(水)17:00まで	過去問題の閲覧、ダウンロード	35
9月5日(火)11:00	受験票の印刷(直筆署名) 試験会場の確認	24
10月4日(水)	筆記試験	26
12月18日(月)14:00(予定)	審査合否の確認	29
12月18日(月)～ 1月5日(金)15:00まで	認定料の振込	30
2024年1月(予定)	氏名・施設名の公開／非公開の登録	32～33
2024年2月下旬以降	認定証の受領	34

<審査申請の受理について>

- ① 日本看護協会は、審査申請と審査料の振込の確認をもって、申請を受理する。
- ② 期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査申請を取下げたものと見なす。

<書類審査と筆記試験について>

- ① 日本看護協会は、申請受理後、各提出物(P5 参照)に基づく書類審査を開始する。
- ② 書類審査の合格者に対し、筆記試験を実施する。

2 受験資格

2-1 受験資格について

認定看護管理者(CNA)認定を申請する者は、2023年6月末日時点において、次の各項に定める資格をすべて満たしていなければならない。

※受験資格を有していることが確認できない場合、書類審査不合格となり筆記試験を受験することはできません。

- 1) 日本国の看護師免許を有すること。
- 2) 看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上あること。そのうち通算3年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験があること。
- 3) 以下のいずれかの要件を満たしていること。

	内容	注
要件 1	認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者	
要件 2	看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者	<p>「看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者」とは、次の①及び②を満たしている者をいい、単に看護管理に関連する単位(科目)を取得した場合はこれに該当しない。</p> <p>①修了証、履修単位証明書、成績証明証等において、看護管理に関連する学問領域を専攻していることが確認できる、または、看護管理特論、看護管理演習、看護管理研究、経営組織論、経済論、労務管理、保健医療福祉政策等の管理に関連する単位を取得している。</p> <p>②修士論文において、看護管理に関する内容を記載している。</p>

●修了見込での審査申請について●

サードレベル・修士課程を修了見込でも審査申請を行うことができる。申請方法の詳細については「(別添3)修了見込での審査申請について」(P39)を確認すること。

2-2 2022年以降の認定看護管理者認定審査 受験資格要件の変更について

2022年以降、受験資格要件を変更しました。必ずご確認ください。

認定看護管理者の実践の質を保証し、より様々な教育背景をもつ受験者の認定審査申請が可能となるよう、2022年(第26回認定審査)から認定看護管理者認定審査受験資格要件を以下の通り変更しました。

1. 全ての受験者に通算3年以上の看護管理(看護師長相当以上)の経験を求める。
日本看護協会認定看護管理者規程には「看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与する」と規定されており、本制度の趣旨に沿う質の高い組織的な看護サービスを認定看護管理者が提供するためには、看護管理者としての経験が必要である。認定看護管理者の専門は看護管理のため、その能力をはかるための審査の受験資格要件として全ての受験者に通算3年以上の看護管理(看護師長相当以上¹⁾)の経験を求める。
2. 認定看護管理者教育課程サードレベル修了者以外の受験者について、看護系大学院の修士課程修了や専攻分野名を限定せず「看護管理に関連する学問領域²⁾の修士以上の学位を取得している者」とする。

(変更箇所: 下線)

2021年まで		2022年以降	
看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上あること。		看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上あること。 <u>そのうち通算3年以上は看護師長相当以上¹⁾の看護管理の経験があること。</u>	
要件1	認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者	要件1	認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者
要件2	看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者で、修士課程修了後の実務経験が3年以上である者	削除	
要件3	師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者	要件2	<u>看護管理に関連する学問領域²⁾の修士以上の学位を取得している者</u>
要件4	師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、大学院において管理に関連する学問領域の修士号を取得している。		

¹⁾ 受験者の多くが病院に所属しており、一般的に看護管理者は看護師長以上をいいます。しかし、所属先や職位を限定するものではないため「看護師長相当以上」としました。

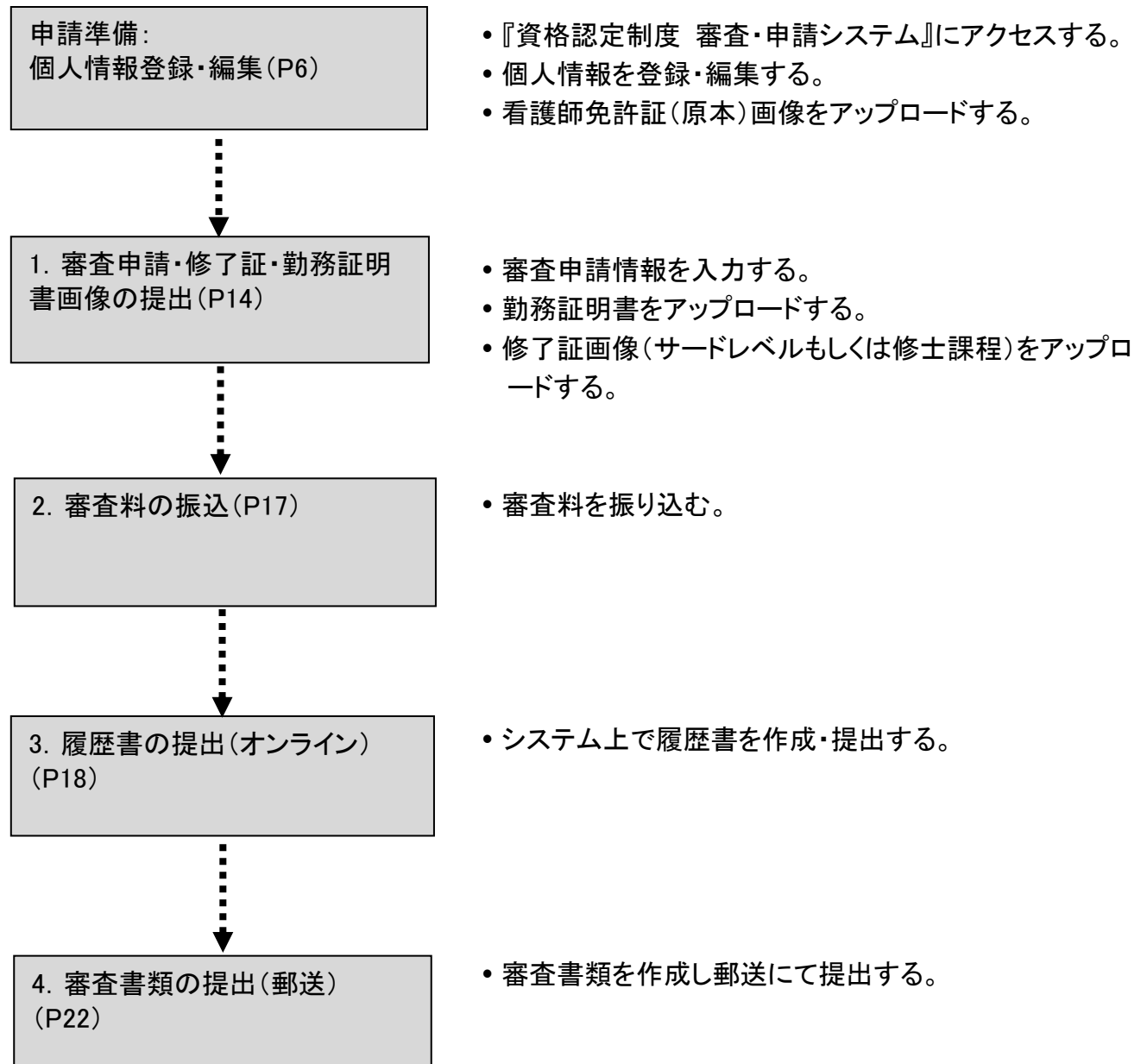
²⁾ 新たな要件には現行の要件3、4が含まれます。様々な教育背景をもつ受験者の認定審査申請を可能とし、幅広く受験者を募ることを目的としており、専攻分野名を看護管理専攻に限定するものではありません。

◆この資料は、2018年3月から日本看護協会ホームページにも掲載しています。

URL: https://nintei.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2018/03/CNA_jyukensikakuyouken_v2.pdf

3 申請手続き

3-1 申請の手順



3-2 オンラインでの提出物一覧

『資格認定制度 審査・申請システム』上での作成・提出が必要な審査情報は以下のとおり。

オンラインでの提出物	参照ページ	受験資格要件	
		1	2
看護師免許証 ^{注)}	P6、10	○	○
サードレベル修了証 ^{注)}	P6、16	○	
勤務証明書 ^{注)}	P6、16	○	○
修士課程修了証 ^{注)}	P6、16		○
履歴書	P18～20	○	○

^{注)} 原本の画像データ(カラー)をアップロードしてください。(P6参照)

過去に認定看護管理者(CNA)認定審査に申請をしたことがある受験者が、再度申請することを再受験という。ただし、受験資格要件を変えて申請する場合及び2021年度以前に旧要件2で申請した場合は再受験に該当しない。

※再受験者も、履歴書の提出が必要です。その他、必要な提出物及び審査料は再受験区分により異なるため、詳細は別添1(P37)を確認のこと。

3-3 郵送での提出物一覧

郵送での提出が必要な審査書類は以下のとおり。

※詳細については、P22及び別添4(P42)を参照してください。

※受験資格の要件1で申請する場合は、郵送書類の提出は不要です。

ただし、改姓により、申請した氏名(システムに登録の氏名)と姓の異なる提出物(看護師免許証または修了証)がある場合はAC-1-1、AC-6の提出が必要となります。

書類番号	郵送での提出物	受験資格要件
		2
AC-1-2	認定審査 審査書類 確認用紙	○
AC-3	履修科目及び単位の証明書	○
AC-4-1	看護管理に関連する学問領域専攻についての証明書	○
AC-4-2	履修科目シラバスのコピー (科目名に「看護管理」の表記がある場合は提出不要)	○
AC-5	修士論文の概要のコピー	○
AC-6	改姓を証明する書類 ※改姓により、申請した氏名(システムに登録の氏名)と姓の異なる提出物がある場合のみ提出する。 ※改姓の前後の氏名が両方とも記載されている証明書類(戸籍抄本、運転免許証(表面と裏面)、パスポートの該当ページ等のコピー)を提出してください。書式はありません。左上に書類番号「AC-6」を、右上に申請IDを記載してください。	(該当者のみ)

○: 提出

4 個人情報編集・審査申請・履歴書等の提出(オンライン)

4-1 審査申請、画像・勤務証明書画像・履歴書提出期間

2023年6月1日(木) 10:00 ~ 6月15日(木) 15:00

- ※期間内に提出を完了してください。
- ※期限を過ぎての審査申請及び履歴書の提出は受け付けません。
- ※審査申請を期間内に行っていても、履歴書の提出が完了しない場合、不合格となります。

4-2 事前準備

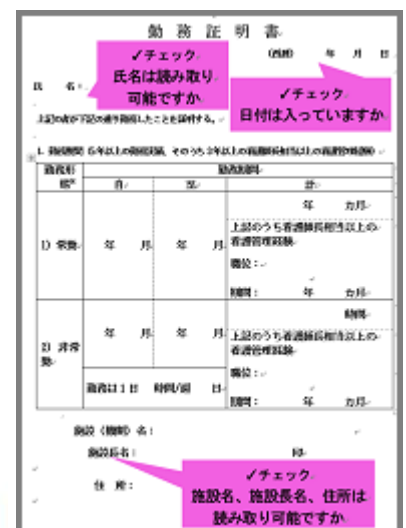
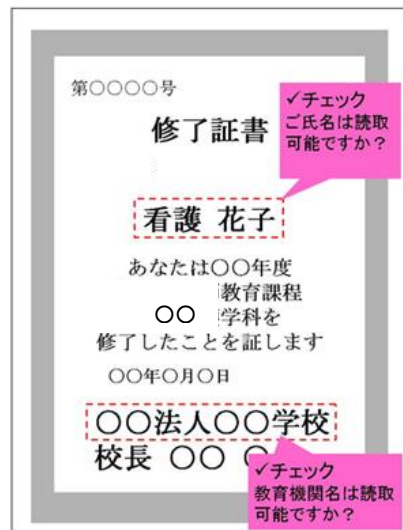
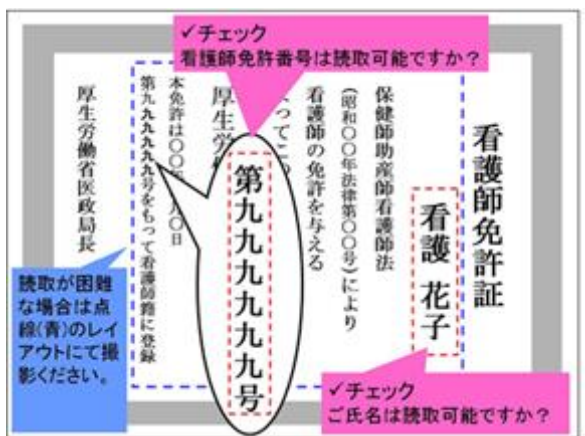
●看護師免許証等の画像について●

- ・申請時には、アップロードする必要がある。
- ・申請前に、看護師免許証、教育機関の修了証、勤務証明書の**原本の画像データ(カラー)**をデジタルカメラ・携帯端末等で撮影する。
- ・ファイルの形式は、JPG・JPEG・GIF・PNGとする。

以下について明確な画像データ

- ・看護師免許証：**氏名・免許番号**
- ・教育機関の修了証：**氏名・教育機関名・修了年月日**
- ・勤務証明書：**日付、氏名、施設名、施設長名、住所**

※不鮮明なもの(氏名や免許番号、教育機関名が読み取れないもの)や、**白黒は不可**とする。



4-3 『資格認定制度 審査・申請システム』へのアクセスと個人情報登録・編集

- 1) 申請期間内に、『資格認定制度 審査・申請システム』(下記アドレス)にアクセスする。

URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>

※上記システムは、以下の環境で動作確認を行っています。

【PC】 Microsoft Edge: 108.0.1462.76

Google Chrome : 109.0.5414.75

【スマートフォン】 iPhone Safari: 604.1

Android Google Chrome: 108.0.5359.128

<資格認定制度 審査・申請システム>

2) ログインする。

～初めてアカウントを作成される方～

[初めての方はこちら⇒(看護師免許番号)]の欄に看護師免許番号を入力する。

⇒ [ユーザー登録画面へ](#) をクリックする。

※看護師免許番号はユーザーIDとして登録されるため、免許証原本をご確認の上、正確に入力をお願いします。

3) 個人情報の登録・編集及び看護師免許証画像のアップロードをする。

※初めてアカウントを作成する場合は、アカウント作成後に自動的に個人情報の登録及び看護師免許証画像の登録画面が開きます。

※既にアカウント登録のある方は、ログイン後、メインメニューの「個人情報編集」画面を開き、氏名、住所、メールアドレス、所属先等に変更があれば編集してください。

(1) 基本情報を登録する

個人情報編集

入力 確認 完了

基本情報

看護師免許番号 **必須**

氏名(漢字) **必須** 姓 名

氏名(カナ) **必須** セイ メイ

性別 **必須** 男性 女性

生年月日 **必須** 年 月 日

最終学歴 **必須**

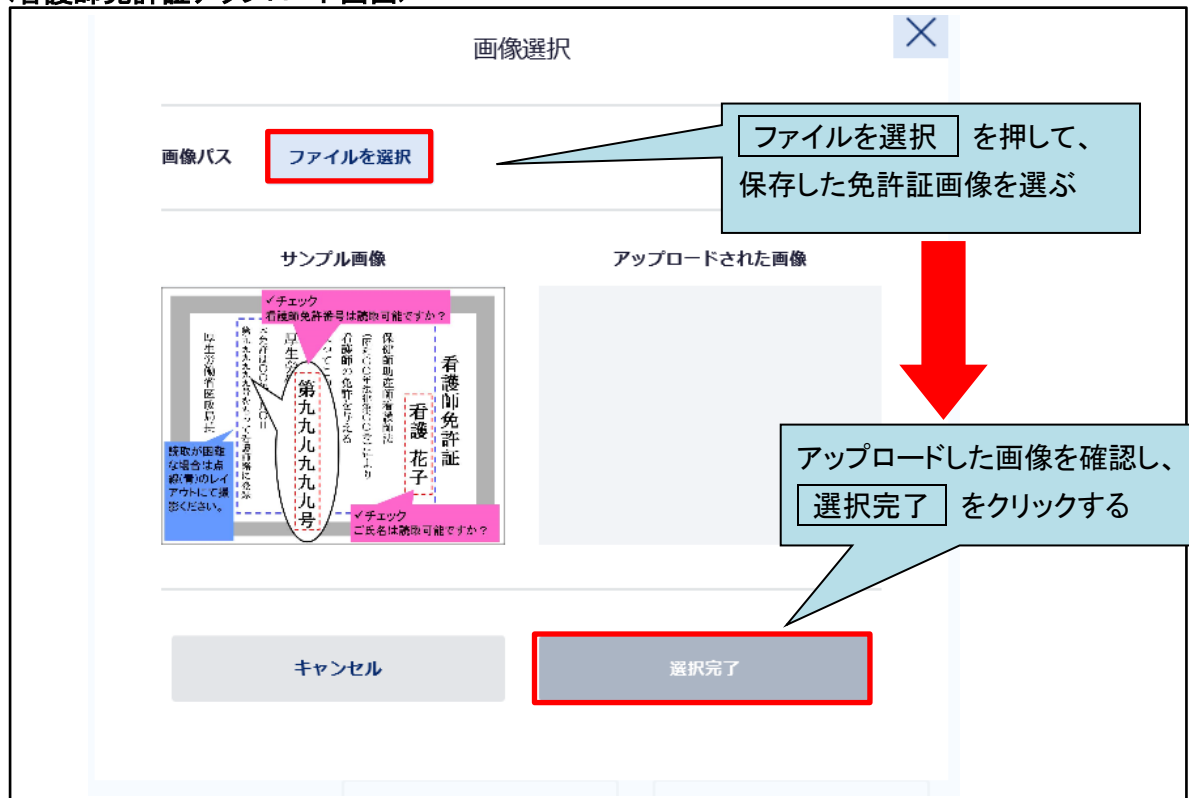
[↑](#)
トップへ戻る

(2) 看護師免許証画像をアップロードする。(看護師免許証画像に関する注意事項はP.6参照)

※ただし、過去の審査でアップロード済みの場合は不要です。



<看護師免許証アップロード画面>



(3) 所属先情報を登録する

※「就業中」の場合、所属先情報は必須入力となります。

※「離職中」の場合、郵便物送付先は「自宅」となり、所属先情報の入力はできません。

所属先情報

就業状況 **必須** 就業中 離職中

※「就業中」の場合、所属先情報は必須入力となります。
 ※「離職中」の場合、郵便物送付先は「自宅」となり、所属先情報の入力/変更はできません。

施設名選択

法人名

施設名

郵便番号 〒

都道府県

市区町村

番地

マンション・ビル名

部署名

職位

常勤・非常勤

診療報酬算定に係る施設基準の届出状況

郵便物送付先 **必須** 自宅 職場

就業中の場合、プルダウンから都道府県名を選び、検索ボタンをクリックしてください。次画面にて、所属先施設名もしくは「該当なし」をクリックします。該当なしの場合、再度、「所属先情報」の画面に戻るのので、法人名以下を入力してください。

住所は全角で入力してください。

4) 個人情報保護方針及び登録情報の確認

(1) 「日本看護協会個人情報保護方針は[こちら](#)」をクリックし、内容を確認する。

→同意の場合、[個人情報保護方針を理解し承諾する]の口にチェックをつける。

(2) [確認画面へ](#)をクリックし、個人情報確認画面にて情報を確認する。

→内容が正しければ[登録する](#)をクリックする。

入力した内容に不足等があれば、[入力画面へ戻る](#)で編集画面に戻り修正する。

※入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示され、登録はできません。

エラーメッセージを確認の上、再度入力し登録してください。

※個人情報を編集登録しただけでは審査申請は行われません。引き続き審査申請および履歴書の提出手続きを行ってください。

※個人情報は上記登録完了後も編集が可能です。登録されたメールアドレス・住所に、認定部から通知メール・郵便物を送付することがありますので、転居や職場の異動等により変更が生じた際は速やかに情報を更新してください。

※申請時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている住所地(47都道府県)の会場で受験となります。

※なお、認定審査に合格した場合は、2023年12月21日時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている氏名(当画面に表示されている字形)で認定証を交付し、同日時点で登録されている住所に送付します。予めご了承ください。(詳細はP.34参照)

～既にアカウント登録されている方～

下記①～③の該当者はアカウント登録済みです。

- ①再受験者
- ②今回申請するものとは別の認定資格をすでに有する者
- ③過去に別の資格や分野について審査申請したことのある者

パスワードが不明な場合は、
[パスワードがわからない方はこちら](#) より
パスワードの再設定手続きを行ってください。

4-4 審査申請、修了証・勤務証明書の画像の提出

下記手順に従い、審査申請する。

- 1) **申請メニュー** をクリックする。



- 2) **認定看護管理者の** **認定** をクリックする。
- 3) **[受験要件]** を選択し、**[試験会場]**を確認する。選択した要件ごとに、以下のように入力する。

<認定申請入力画面>

年度	2021年
申請区分	認定
資格区分	認定看護管理者
分野	-
再受験区分	-
受験要件 必須	<input type="text"/>
試験会場	<p>東京会場</p> <p>試験会場の詳細はこちら</p> <p>※試験会場を変更する場合は、申請せずに個人情報編集画面に戻っていただき、個人情報編集をおこなってから再度申請してください。</p> <p>個人情報編集画面</p>

《要件1》

サードレベル教育機関所在地都道府県 <small>必須</small>	<input type="text"/>
サードレベル教育機関名 <small>必須</small>	<input type="text"/>
サードレベル入学年度 <small>必須</small>	<input type="text"/> 年度
サードレベル修了年度 <small>必須</small>	<input type="text"/> 年度

修了したサードレベル教育機関について、それぞれプルダウンから選択する。

《要件2》

大学院所在都道府県 <small>必須</small>	<input type="text"/>
大学院名 <small>必須</small>	<input type="text"/>
上記選択項目にない大学院名 <small>必須</small>	<input type="text"/>
研究科名 <small>必須</small>	<input type="text"/>
上記選択項目にない研究科名 <small>必須</small>	<input type="text"/>
専攻、専門分野・専門領域 <small>必須</small>	<input type="text"/>
入学年度 <small>必須</small>	<input type="text"/> 年度
修了年度 <small>必須</small>	<input type="text"/> 年度

修了した大学院について、プルダウンから選択または入力する。

- 修了証(サードレベル・修士課程)画像及び勤務証明書をアップロードする。

- (1) 入力が終わったら **確認画面へ** をクリック→入力内容を確認する。
 ※修了年度と修了年月を混同しやすいため、十分確認してください。
 (例: 修了年月が2023年3月の場合、修了年度は2022年度を選択してください。)
- (2) 入力した内容に誤りがあれば **入力画面に戻る** で編集画面に戻り修正する。
- (3) 入力した内容が正しければ **申請する** をクリックする。
 ※クリック後は内容の再編集ができませんのでご注意ください。
- (4) [認定審査申請を受け付けました。] メッセージが表示される。
 ⇒登録したメールアドレスに審査申請受理/振込口座の案内が送信される。
- (5) **申請状況一覧へ** をクリックし、履歴書を提出する。

4-5 審査料の振込

2023年6月15日(木) 15:00まで

※期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査申請を取下げたものとみなします。
上記期日を厳守して振り込んでください。

- 1) 審査料(書類審査・筆記試験): 51,700円(税込)
- 2) 振込先: 以下のいずれかの方法により、確認する。
 - (1) 審査申請時に登録メールアドレスに送信された『審査申請受理/振込口座の案内』のメール
 - (2) 『資格認定制度 審査・申請システム』
ログイン ⇒ [申請状況一覧]の画面の **認定看護管理者** をクリック ⇒ [申請状況詳細]画面に表示される「審査料」

※振込口座番号は申請者ごとに異なります。
他の申請者の口座に振り込まないようにご注意ください。

- 3) 注意事項:
 - (1) 振込名義は申請者の氏名とし、施設名での振込は避けること。
 - (2) 振込明細票等の提出は不要だが、保管すること。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できる。
 - (3) 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。
 - (4) 振込手数料は申請者が負担すること。

4-6 申請の取下げについて

申請期間内(2023年6月1日~6月20日15:00)に限り、申請の取下げを受け付ける。申請を取下げの場合は、上記の期間内に認定部まで連絡すること。

※上記の申請期間終了後は、いかなる理由があっても申請の取下げは受け付けません。

4-7 履歴書の提出(オンライン)

下記手順に従い、履歴書を作成し、提出する。

※一度ログアウトし、時間を置いて[手順8]以降の手続きを行う場合は、再ログイン後、メインメニューの[申請状況一覧]をクリックする

申請状況一覧画面

現在の申請状況

2021年度 申請区分：認定

認定看護管理者 ①

申請ID		オンライン申請書類	未提出書類あり
教育課程修了証画像	提出済		
書類審査合否	未確定	審査合否	未確定

① 申請内容を確認し **認定看護管理者** をクリックする。

→「申請状況詳細画面」が開きます。

オンライン申請書類

履歴書 未提出 **確認・編集** ②

② **確認・編集** をクリックする。→「履歴書編集画面」が開きます。

履歴書編集画面

履歴書編集

入力

確認

完了

申請ID			
申請年度	2021	申請区分	認定
資格区分	認定看護管理者	分野	-

①

- ・記入すべき内容については手引きを参照してください。
- ・非常勤の場合、期間(月数)には実際の勤務時間に基づき、月数に換算した値を入力してください。
- ・専門看護師の認定申請の場合、「実務研修内容」に個人を特定できるような記述をすることは避けてください。
- ・認定申請の場合、看護実務研修期間が規定に達していないと、「確認画面へ」は有効になりません。

②

履歴書

※学歴は、修了見込みも記載してください。

行を追加

③

学歴/職歴 <small>必須</small>	学歴		
入学年月 <small>必須</small>	1990 年 4 月	修了年月 <small>必須</small>	1994 年 3 月
期間(月数)	48か月		
教育機関名 <small>必須</small>	●●大学看護学部		
備考			
削除する			

④

学歴/職歴 <small>必須</small>	職歴(常勤)	分野区分	看護実務(教育職も含む)
開始年月 <small>必須</small>	2000 年 4 月	終了年月 <small>必須</small>	2003 年 10 月
期間(月数)	43か月	所属施設名 <small>必須</small>	××病院
部署 <small>必須</small>	看護部	職位 <small>必須</small>	看護師長
削除する			

看護実務研修期間の確認

⑤

合計
※60ヶ月以上 91

保存する

⑥

確認画面へ

⑦

※入力方法詳細は次頁を参照してください。

[申請状況詳細へ戻る](#)

<履歴書編集画面(P19)の入力方法>

- ① 申請情報を確認する。
- ② 入力上の注意を確認する。
- ③ をクリックし、履歴書の入力行を表示させる。
- ④ 「学歴」、「職歴」を入力する。下記の「入力上の注意事項」を確認の上、入力する。
- ⑤ 看護実務期間(職歴から自動計算)が60カ月以上であることを確認する。
- ⑥ 入力内容を一時保存する場合は をクリックする。
入力が完了し提出する場合も、まず をクリックする。
- ⑦ 入力内容を確認後、 をクリックし、「履歴書確認画面」で提出内容に誤りがないか最終確認した後、 をクリックする。

※入力内容に追記・修正を行う場合は、 をクリックし、履歴書編集画面へ戻って追記・修正を行ってください。

※ をクリックした後は内容の追記・修正はできないため、十分ご確認の上、提出してください。

※入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが赤字で表示され、保存や確認画面に進むことができません。エラーメッセージを確認の上、入力内容を修正し、再度 または をクリックしてください。

※履歴書を入力(保存)しただけでは手続きは完了しません。期日までに必ず をクリックして提出を完了してください。⇒

をクリックしないと、提出は完了しません。

オンライン申請書類

履歴書

⑧

⑧

※期日までに履歴書の提出が確認できない場合、書類不備として不合格となります。

●入力上の注意事項●

- 2023年6月末日現在の情報について記載する。
- 学歴は高校卒業を含めず、それ以降を明記する。学校名・学科名は正式名称を記載する。
- 職歴は、看護師免許取得後のすべての看護実務(教育職を含む)を、施設先・部署・職位が変わるごとに記載する。所属先の名称は、正式名称を記載する。准看護師での勤務期間、看護実務以外での就業期間については記載しない。
- 職歴は期間(年月)を重複して入力することはできない。
- 勤務形態が非常勤の場合、「実質勤務時間150時間」を「1カ月」相当として勤務月数を算出し「期間(月数)」を入力する。
例) 150時間=7.5時間(実質勤務時間)×20日

※期日までに履歴書の提出が確認できない場合、書類不備として不合格となります。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 書類送付表

書類送付表の印刷

申請状況詳細

2021年度 申請区分: 認定

認定看護管理者

申請ID: **書類送付表出力** ①

オンライン申請書類

実践報告書 未提出 確認・編集

- (1) ① **書類送付表出力**をクリックする。
※書類送付表の画面が開きます。

書類送付表画面

171-0014
東京都豊島区池袋 2-65-18 WEST ビル 2F
CNA 認定審査 審査書類受付係 御中

CNA (認定看護管理者) 審査書類在中

●申請ID	
●氏名	
●受験資格要件	

- (2) 書類送付表を画面印刷する。
※システム画面上に印刷ボタンは表示されませんので、以下の方法で印刷をしてください。

- ①画面上で右クリックをし、表示されるボタン一覧にある「印刷」をクリックする。
- ②プレビュー画面の表示を確認し、印刷をする。

※申請 ID と名前は自動で表示されます。誤りがないか確認してください。

※印刷した書類送付表は申請書類の郵送時に使用します。(P.22 参照)

5 審査書類の提出(郵送)

5-1 審査書類提出期間

2023年6月1日(木) ~ 6月22日(木) 消印有効

※提出期間外の消印がある書類は受理しません。

※送付内容及び送付方法に不備がある場合は、不合格となります。

5-2 審査書類様式の入手

日本看護協会公式ホームページから、認定審査 審査書類様式をダウンロードする。

URL: <https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/vision/cna.html>

5-3 審査書類の作成

「(別添4)審査書類(郵送での提出物)の作成方法」(P.42)を参照の上、作成する。

5-4 審査書類の提出

- 1) 書類提出期間内に配達記録が残る方法(簡易書留や特定記録郵便等)にて下記まで送付する。
- 2) A4 サイズの審査書類(郵送)が折らずに入る封筒等を選び、書類送付表(P.21 参照)を印刷し貼る。
- 3) 書類の持参や上記以外の方法で送付した場合、受け付けない。
- 4) 提出された書類はいかなる理由があっても返却しない。
- 5) 書類受理についての問合せは受け付けない。
- 6) 一度提出された書類の差替え・追加は受け付けない。

※送付前に郵便料金が不足していないかご確認ください。不足時は受理できません、お気をつけください。レターパックは、2019年に料金が改定されていますのでご注意ください。

※封筒にご自身の住所・氏名が記載されていることをご確認ください。

書類の送付先(書類送付表に自動表示)

〒171-0014

東京都豊島区池袋 2-65-18 WEST ビル 2F CNA 認定審査 書類受付係

※認定審査業務の一部はプロメトリック株式会社に委託しています。

6 書類審査合否の確認と受験票の印刷

6-1 書類審査合否の確認

2023年9月5日(火) 11:00～

- 1) 『資格認定制度 審査・申請システム』(下記アドレス)にアクセスする。
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- 2) ユーザーID、パスワードを入力しログインする。
- 3) 申請状況一覧 をクリック

申請状況詳細画面

合否結果	
書類審査:	①
審査合否: 未確定	
筆記試験	出欠: - 点数: 評価: -
論述試験	問1評価: - 問2評価: -

①申請状況詳細に表示される当該申請の[書類審査]を確認する。

※ [不合格]の場合は筆記試験を受験することができません。

「合否結果」欄にて、不合格理由を確認してください。

6-2 受験票の印刷

2023年9月5日(火) 11:00 ~ 10月4日(水)

- 1) [合格]の場合は受験票をダウンロードする。
- 2) [筆記試験]の 印刷画面を表示する をクリックする。

受験票の記載内容(本人氏名、試験会場情報等)を確認し、受験票 印刷 をクリックする。

※A4タテ(白黒可)で印刷してください。

※受験票はポップアップウィンドウで表示されます。

※印刷 ボタンは、スマートフォンには対応していません。

申請状況詳細画面

筆記試験

試験会場	会場
試験日	2021年 月 日
受験票	印刷画面を表示する

[筆記試験]の受験票の印刷画面を表示する をクリックする。

2023年度 認定審査
受験票

受験番号	
申請年度	2023
資格区分	CNA
分野	-
申請ID	
フリガナ	本人署名※
氏名	
生年月日	※署名欄には直筆で署名をお願いします。本人の署名をもって、審査合格後の認定登録の意思確認とします。
看護師免許番号	※この受験票は筆記試験中に回収し適切に管理いたします。

受験票の記載内容(本人氏名、試験会場等)を確認し、画面最下部の印刷 をクリックし印刷する。

※受験票画面はポップアップウィンドウで表示されます。

ブラウザのポップアップブロックの設定が有効の(ポップアップウィンドウをブロックしている)場合、受験票画面は表示されません。

ポップアップブロック設定解除については、「資格認定制度審査・申請システム」画面下の「よくある質問」の「審査申請について」のQ4を参照してください。

6-3 受験準備

印刷した受験票の「本人署名欄」への署名をもって、審査合格後の認定登録および氏名・都道府県名公表の意思確認とする。直筆で署名すること。

※合格者(新規認定者)の氏名および都道府県名の公表は、合否開示の2週間後からの1ヵ月間の予定です。(P29参照)

●申請した筆記試験を欠席する場合の手続き●

書類審査合格者がやむを得ない理由により試験を欠席する場合、下記の手続きにより、翌年度の認定審査1回に限り、審査料を免除の上、認定審査を受験することができる。

なお、手続きを行わなかった場合、翌年度の審査料は免除されません。

1) 欠席手続きの方法

(1) 欠席する旨を筆記試験日(10月4日(水))の試験開始30分前までに

日本看護協会認定部に電話で連絡する。

日本看護協会認定部

電話番号:03-5778-8546

受付期間:月曜から金曜日(土日祝日を除く) 9:30-12:00/13:00-17:00

(2) 電話連絡後10月11日(水)までに、メールにて認定部(認定看護管理者担当)に欠席の連絡をする。

メールには、氏名・分野名・申請ID・会場を記載すること。

※メールアドレスは(1)の電話連絡の際にご案内します。

2) 欠席の連絡(メール)を受理後、数日以内に認定部から欠席手続き完了のメールを送信するので、内容を確認する。

※欠席手続き完了のメールが届かない場合は、再度認定部にメールしてください。

3) 翌年の申請の際は、「認定看護管理者(CNA)認定の手引き」を参照し、審査申請を行ってください。

7 筆記試験

7-1 日程

2023年10月4日(水)

試験日スケジュール

開場	集合・本人確認	オリエンテーション	試験時間
9:30	10:00	10:15	10:30～12:30

※試験時間は上記から変更になる可能性があります。

7-2 試験会場

47都道府県に設置

「資格認定制度 審査・申請システム」にご登録の住所地での受験となります。

申請時点で「資格認定制度 審査・申請システム」自宅住所欄に登録されている都道府県で会場を確定します。

※試験会場の住所・施設名等は受験票に記載しております。また、会場周辺地図は受験票にあるQRコードを読み込むことで確認できます。

※試験に関する問い合わせや当日の緊急連絡先は認定部(03-5778-8546)までご連絡ください。試験会場への連絡はご遠慮ください。

7-3 方法

出題方式	出題数	時間
客観式一般問題 (マークシート方式・四肢択一)	20問	120分
論述問題	2問	

7-4 出題範囲

認定看護管理者カリキュラム基準(2018年度改正カリキュラム基準)

URL: https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/education/educ_inst_approval_cna.html

7-5 当日の持参物

<p>受験票</p>	<p>受験番号、本人氏名、申請時に自身で選択した試験会場情報が正しく記載されているか確認し、記載に誤りがある場合には速やかに認定部に連絡すること。 ※「本人署名欄」に直筆で署名をしてください。 ※署名をもって、審査合格後の認定登録および氏名・都道府県名公表の意思確認とします。(P25、29 参照)</p>
<p>本人確認書類</p>	<p>顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、有効なパスポート、写真付き社員証、マイナンバーカード等) ※試験会場で「受験票」と「顔写真付きの本人確認書類」を照合することで本人確認をします。</p>
<p>時計</p>	<p>試験会場に時計の用意はないので、時計を持参すること。 ※時計は、腕時計、懐中時計等を指します(時計機能のもの;アラーム機能が解除でき、秒針等の音が周囲に聞こえないもの)。計算等機能付時計や携帯電話を時計として使用することは禁止です。</p>
<p>筆記用具</p>	<p>記入用の HB 又は B の鉛筆、シャープペンシル、消しゴム ※ボールペンは記入が正しく読み取れないため使用不可。試験会場での筆記用具の貸与等はいりません。</p>

●新型コロナウイルス感染症対策について●

令和3年11月19日(令和5年2月10日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に則り、実施する。ただし、筆記試験開始時期の国最新の方針等に基づき実施する。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf
 (2023年3月2日 アクセス)

7-6 受験の注意事項

- 1) 印刷した受験票に記載の試験日時、会場等の審査の詳細は、日本看護協会ホームページに掲載の審査案内とあわせて必ず確認すること。内容に相違がある場合は速やかに認定部に連絡すること。
- 2) 試験開始後の会場への入室は認められない。遅刻厳禁。
- 3) 会場内への大きな手荷物の持ち込みはできない(椅子の下、足元に納まる程度まで)。
- 4) 机上に置けるのは受験票、時計及び筆記用具のみ。下敷きや定規は使用できない。
- 5) 試験開始後、一度退室したら再入室できない。

7-7 合格基準

1) 評価基準

(1) 客観式一般問題

客観式一般問題は100点満点とし、次のA～Cの3段階で評価する。

A: 80点以上 B: 60点以上80点未満 C: 60点未満

(2) 論述問題

論述問題は各問100点満点とし、次のA～Cの3段階で評価する。

A: 80点以上 B: 60点以上80点未満 C: 60点未満

2) 合格基準

客観式一般問題、論述問題2問ともA評価あるいはB評価の場合、合格とする。

8 審査合否の確認と認定料の振込・認定登録内容の確認

8-1 審査合否の確認

2023年12月18日(月) 14:00 予定

- 1) 『資格認定制度 審査・申請システム』にアクセスする。
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- 2) ユーザーID、パスワードを入力しログインする。
- 3) 申請状況一覧 をクリックする。

申請状況一覧画面

現在の申請状況	
2021年度 申請区分: 認定	
認定看護管理者 ②	
申請ID	オンライン申請書類
教育課程修了証画像	
書類審査合否	審査合否 ①

- ①申請状況一覧に表示される当該申請の[審査合否]を確認する。
- [審査合否]に、[合格]または[不合格]が表示される。
- ②認定看護管理者 をクリックする。→「申請状況詳細画面(P31)」が開きます。
- 申請状況詳細画面で合否情報、入金情報(認定料)、支払期限等を確認する。

●合格者の公表について●

全ての合格者(新規認定者)の、氏名及び所属都道府県名を日本看護協会公式ホームページで公表します。公表期間は以下のとおりです。予めご了承ください。

公表期間: 合否開示の3週間後から1カ月間

合格者は次頁の「8-2 認定料の振込」に進む。

※筆記試験不合格の場合

不合格者は翌年(2024年)に限り、書類審査免除再受験として認定審査を受験することができます。

8-2 認定料の振込

認定登録料振込期日

2024年1月5日(金) 15:00まで 予定

※認定料の振込がない場合は登録手続き及び認定証発行ができないため、期日を厳守してください。

- 1) 認定登録料: 51,700円(税込)
- 2) 振込先:
 - ・審査料の振込口座と同じ。以下のいずれかの方法で確認する。
 - (1) 審査申請時に登録メールアドレスに送信された『審査申請受理/振込口座の案内』のメール
 - (2) 『資格認定制度 審査・申請システム』
ログイン ⇒ [申請状況一覧]の画面の 認定看護管理者 をクリック ⇒ [申請状況詳細]画面に表示される「入金情報」

※振込口座番号は申請者ごとに異なります。
他の申請者の口座に振り込まないようにご注意ください。

- 3) 注意事項:
 - (1) 振込名義は申請者の氏名とし、施設名での振込は避けること。
 - (2) 振込明細票等の提出は不要だが、保管すること。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できる。
 - (3) 既納の認定料はいかなる理由があっても返還しない。
 - (4) 振込手数料は申請者が負担すること。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 審査合否の確認と認定料の振込

申請状況詳細画面

申請状況一覧画面より審査合否を確認し、「申請状況詳細画面」を開く(P29参照)。

認定料	
お支払金額	円
お支払期限	2021年 月 日 時 ①
振込先	銀行名： 銀行 支店 口座番号：普通 口座名義： ※ATM等で文字数の制約上、途中までしか表示されないことがあります。 ※振込時、振込人はご自身の氏名をカタカナで入力してください。
合否結果	
書類審査	合格
審査合否	合格
筆記試験	出欠：出席 ②(一般) 点数：- 評価：-
論述試験	問1評価：- ②(論述) 問2評価：-

- ① 合格の場合、入金区分「認定料」の入金情報を確認する。
 ※「支払口座番号」は、申請者ごとに個別に割り当てられたものであるため、必ずご自身の申請状況詳細画面で確認してください。
 ※「支払期限」の期日までに振込を完了してください。
 ※不合格の場合、入金情報は表示されません。
- ② 不合格の場合のみ客観式一般問題と論述問題の評価がA～Cの3段階で表示される。
 ※合格の場合、評価は開示していないため表示されません。
 ※合格・不合格ともに点数は開示していません。

9 登録内容の確認と情報公開の設定

9-1 登録内容の確認と情報公開の設定

- 1) 認定料の振込確認後、認定部にて専門看護師名簿への登録手続きを行う。
- 2) 認定登録手続き完了後、認定部から全認定者にメールで連絡する。
- 3) 認定部からの通知メールを受信したら、『資格認定制度 審査・申請システム』にログインし、[認定資格一覧] に表示される認定登録情報に誤りがないことを確認する。
- 4) 以下の手順により、認定登録情報(氏名及び施設名)を日本看護協会公式ホームページ上で公開することの可否を設定する。設定しない場合、情報は公開されない。

<確認方法>

- (1) ログイン画面にユーザーID、パスワードを入力しログインする。
- (2) メインメニューから[認定資格一覧] をクリックする。
- (3) 登録内容を確認する。

認定資格一覧画面

認定資格一覧			
認定看護管理者 ①			
認定登録番号		認定年月日	2021年 月: 日 ②
有効年月日	2026年12月31日 ③	更新年月日	-
移行年月日	-		
氏名 公開/非公開	非公開	<input type="button" value="変更する"/> ④	施設名 公開/非公開
			非公開 <input type="button" value="変更する"/> ⑤

- ① 認定申請した資格が表示されていることを確認する。
- ② 認定申請した資格の認定年月日が当年であることを確認する。
- ③ 認定申請した資格の有効年月日が「当年+5年12月31日」であることを確認する。
- ④ をクリックする。

認定情報公開許諾更新画面

認定情報公開許諾更新

● 入力 ● 確認 ● 完了

日本看護協会公式ホームページにおける情報公開について

日本看護協会公式ホームページでは、認定者の氏名、所属施設、修了した特定行為区分（認定看護師のみ）の情報公開を行っております。情報を公開することにより、所属施設または認定者へのお問い合わせ等が増加することも考えられます。所属施設名の公開については、ご自身で所属施設の許諾を得たうえで入力してください。

また、以下についてもご了承の上、公開・非公開の入力をお願いいたします。

所属施設を公開設定し、個人情報編集画面より離職中を設定した場合、分野別都道府県別登録者検索や統計等にはご自宅の都道府県で表示/集計がされます。

所属施設を非公開設定した場合、分野別都道府県別登録者検索の都道府県を指定した検索では氏名の表示がされません。

認定看護管理者			
認定登録番号	1473	認定年月日	2021年 月 日
有効年月日	2026年12月31日	更新年月日	-
移行年月日	-		
氏名 公開/非公開	非公開	施設名 公開/非公開	非公開

確認画面へ

- ① 表示されている注意を確認する。
- ② 氏名・施設名の公開/非公開について設定する。
- ③ 確認画面へ をクリックする。→認定情報公開許諾更新確認画面にて 更新 をクリックしてください。

『資格認定制度 審査・申請システム』で公開を設定した場合

日本看護協会公式ホームページでは、認定登録者の情報は下記のように公開されます。

資格区分*	<input type="radio"/> 認定看護師 <input checked="" type="radio"/> 認定看護管理者 <input type="radio"/> 専門看護師		
課程区分	全て	分野	-
施設所在都道府県	全て	施設種別	全て
<small>※離職中の方は、自宅所在都道府県となります。</small>			
施設設置主体名	全て	施設法人名	※部分一致
所属先施設名	※部分一致		
氏名(漢字)	姓	名	※部分一致

[最初] [前] 1 2 3 4 5 6 [次] [最後] 1~50件目/4679件

分野	都道府県	氏名	施設法人名	所属先施設名	修了した特定行為区分
-	北海道	看護 花子	A 法人	ABC 病院	-
-	北海道	〇〇 〇〇	B 法人	D 病院	-
-	北海道	〇〇 〇〇	-	-	-
-	北海道	〇〇 〇〇	C 法人	EF 総合病院	-
-	北海道	〇〇 〇〇	D 法人	G 総合病院	-
-	北海道	〇〇 〇〇	-	-	-

10 認定証等の受領

10-1 認定証の受領について

- ・認定登録の手続き完了後、認定証・認定証カード・専門看護師徽章が交付される。(発送完了後メールいたします)
- ・認定証及び認定証カードは、2023年12月21日時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている氏名で発行し、同システムの画面に表示される文字の字形にて作成する。
- ・上記3点は、2023年12月21日時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている住所に送付します。審査申請時から住所・氏名に変更が生じた場合、12月20日までに同システムの[個人情報編集]にて情報を更新してください。
- ・上記3点が届いたら、内容を確認してください。

11 その他の事項

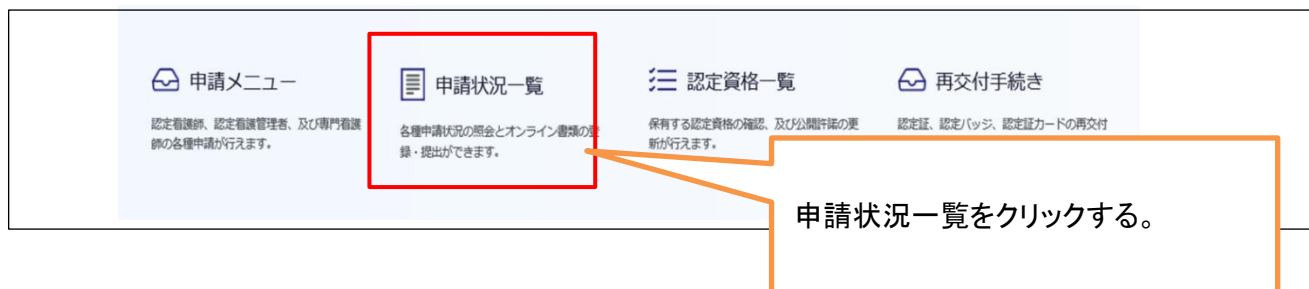
11-1 審査に関する情報開示

1) 過去問題の開示について

過去問題開示期間

2023年6月23日(金)11:00 ~ 10月4日(水)17:00

- (1) 対象: 第27回認定看護管理者(CNA)認定審査申請者
 - (2) 内容: 前年度の認定審査の筆記試験問題
 - (3) 方法: 審査申請(オンライン)完了後、『資格認定制度 審査・申請システム』の申請状況一覧から閲覧・ダウンロードする。
- ① 上記期間内に、『資格認定制度 審査・申請システム』(下記アドレス)にアクセスする。
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
 - ② ログイン画面にユーザーID、パスワードを入力しログインする。



2) 当該年度審査問題の開示について

- (1) 対象: 第27回認定看護管理者(CNA)認定審査申請者
- (2) 内容: 当該年度認定審査の筆記試験問題
- (3) 方法: 合否発表3週間後、『資格認定制度 審査・申請システム』の「認定審査に申請された方へお知らせ」から閲覧・ダウンロードする

※認定審査申請者へ開示後、認定看護管理者教育機関にも『教育機関システム』内に次年度筆記試験前日まで開示

3) 個人の審査評価の開示について

- (1) 対象: 第27回認定看護管理者(CNA)認定審査不合格者
- (2) 内容: 個人の審査評価
- (3) 方法: 『資格認定制度 審査・申請システム』上で開示

11-2 個人情報保護方針

「日本看護協会 個人情報保護方針」に準ずる。

URL: <https://www.nurse.or.jp/privacy/>

※『資格認定制度 審査・申請システム』に登録した情報に基づき、認定看護管理者認定審査にかかわる重要な通知及び認定登録後の活動状況に関する調査の依頼を行うことがあります。また、登録した情報のうち、職位・所属部署等の処遇に関する情報や病床規模等の所属施設に関する情報は、認定登録後の活動状況を分析・検討するための基礎資料として活用することがあります。

11-3 問合せ先

日本看護協会認定部(認定看護管理者担当)

受付時間	月曜日から金曜日(土日祝日を除く) 9:30~12:00 / 13:00~17:00
電話番号	03-5778-8546

(別添1)再受験について

1. 再受験について

再受験とは、過去に一度でも認定看護管理者認定審査の申請をしたことがある受験者が、再度申請することを示す。

※2022年度以前に旧要件2(P3参照)で申請した場合、再受験ではなく新規申請扱いとなります。

※再受験であっても、オンラインでの審査情報の提出は必要です。

※必要な提出物と審査料は再受験区分により異なるため、以下を確認し申請してください。

2. 再受験区分及び必要な提出物・審査料について

・2022年度認定審査の申請・審査結果に基づき、以下の表で該当する再受験区分を確認すること。

1. 申請しなかった	再受験区分① 再受験	審査料	51,700円(税込)
		オンラインでの提出物	新規申請者と同じ
2. 書類審査不合格だった	再受験区分① 再受験	郵送での提出物	新規申請者と同じ 受験資格要件に応じた書類
		審査料	51,700円(税込)
3. 筆記試験不合格だった	再受験区分② 受験要件一部免除再受験	オンラインでの提出物	履歴書 サードレベルまたは 修士課程修了証画像 勤務証明書画像
		郵送での提出物	なし
	再受験区分③ 書類審査免除再受験	審査料	30,800円(税込)
		オンラインでの提出物	サードレベルまたは 修士課程修了証画像 勤務証明書画像
4. 筆記試験を欠席した	再受験区分④ 前年度欠席再受験	審査料	なし
オンラインでの提出物		サードレベルまたは 修士課程修了証画像 勤務証明書画像	
1) 欠席手続きを行った ※2022年認定審査を④で受験した者は、欠席手続きを行った場合も「②受験要件一部免除再受験」となります。	再受験区分② 受験要件一部免除再受験	郵送での提出物	なし
		審査料	51,700円(税込)
2) 欠席手続きを行わなかった	再受験区分② 受験要件一部免除再受験	オンラインでの提出物	履歴書 サードレベルまたは 修士課程修了証画像 勤務証明書画像
		郵送での提出物	なし

(別添2)勤務証明書について

1. 記載上の注意事項

審査書類様式 書類番号 AC-2 を準備する。

- 1) 所属施設の長が証明する。
- 2) 「勤務期間」の欄に 5 年以上の勤務実績について記載する。
- 3) 「看護師長相当以上の看護管理経験」の欄に 3 年以上の管理経験について記載する。
- 4) 勤務期間 5 年、看護管理経験 3 年に満たない場合、複数の施設で個別に勤務証明を得る。同一設置主体内の転勤等の場合、現在の勤務先において過去の勤務について証明が可能な場合はまとめて一枚でもよい。
- 5) 原則として、申請者が審査対象期間に看護管理実践を行った施設の長あるいは看護部門の長が証明したものとする。申請者自身が所属施設の長である場合の証明者は、申請者と社会的に対等または上位に位置する者とする。その場合は、証明者が申請者と社会的に対等または上位に位置する立場であることを証明する文書(自由書式)を提出する。

2. 提出方法

原本の画像データをカラーでアップロードする。P6 を参照。

※カラー以外は不備となります。

(別添3) 修了見込での審査申請について

認定看護管理者(CNA)認定審査に、サードレベル及び大学院の修了見込みで申請し、申請期間内に修了証が準備できない場合には、以下の方法で手続きする。

1. 修了見込証明書の提出

提出期間(申請期間と同じ)

2023年6月1日(木) 10:00 ~ 6月15日(木) 15:00

※期日を過ぎての提出は受け付けません。

- 1) 教育機関発行の修了見込証明書の画像ファイルを準備する。
- 2) 認定申請画面にて画像をアップロードする。

※手順の詳細は P14~P16 を参照。

2. 修了証の差し替え

差し替え期間

2023年6月26日(月) ~ 8月22日(火) 15:00

※期日を過ぎての提出は受け付けませんので、上記期日を厳守してください。
※期間内に差し替えが完了しない場合、不合格となります。

- 1) 修了証・修了証明書の画像ファイルを準備する。
- 2) ユーザーID、パスワードを入力しログインする。
- 3) **申請状況一覧** をクリック
- 4) 申請状況一覧に表示されている[修了証画像提出]を確認する。
- 5) [修了証画像提出]に、要再提出が表示されていることを確認する。
- 6) **詳細** をクリックする。
- 7) 修了証画像の **画像選択** をクリックし、画像選択画面で画像を選択する。
- 8) 画像が変更されたことを確認し **更新** をクリックする。
※手順の詳細は次頁を参照。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 修了証画像差し替え

申請状況一覧画面

現在の申請状況

2021年度 申請区分：認定 認定看護管理者 ①			
申請ID		オンライン申請書類	未提出書類あり
教育課程修了証画像	提出済		
書類審査合否	未確定	審査合否	未確定

- ① **認定看護管理者** をクリックする。
→「申請状況詳細画面」が開きます。

申請状況詳細画面

オンライン申請書類

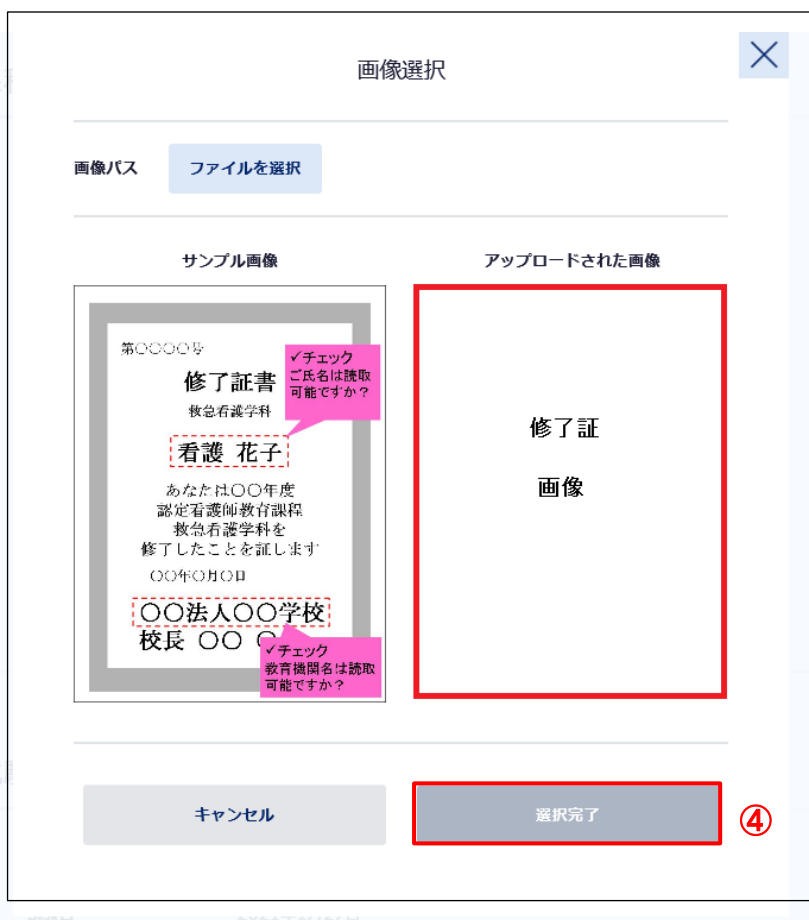
履歴書 提出済 **確認・編集**

教育課程

受験要件	要件1：サードレベル修了者
サードレベル教育機関名	
サードレベル入学年度	年度
サードレベル修了年度	年度
修了証ステータス	要再提出（修了見込み） ②
修了証画像	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 修了見込証明書 画像 </div> <div style="margin-left: 20px; border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 画像アップロード ③ </div>

- ② 修了証ステータスが要再提出(修了見込み)であることを確認する。
③ **画像アップロード** をクリックする。
→「画像選択」の画面が開きます。差し替える画像を選択してください。

(別添 3) 修了見込での審査申請について



- ④ 修了証の画像が変更されたことを確認し **選択完了** をクリックする。
→ **選択完了** をクリックしないと再提出されません。



- ⑤ ④を終えた後、「申請状況一覧画面」で「修了証ステータス」欄に「提出済」と表示されていることを確認する。

(別添4) 審査書類(郵送での提出物)の作成方法

1. 審査書類記載上の注意事項

受験資格の要件2で申請する場合に作成し、郵送で提出する。

※受験資格の要件1で申請する場合は、郵送書類の提出は不要です。

ただし、改姓により、申請した氏名と姓の異なる提出物がある場合はAC-6の提出が必要となります。

- 1) 審査書類に不備があった場合は書類審査不合格となるため十分留意して作成する。
- 2) 審査書類は A4 サイズとし、自筆またはパソコンで記載する。
- 3) 年月の記載はすべて西暦を使用する。
- 4) 各書類の申請 ID の記載欄には、『資格認定制度 審査・申請システム』の申請状況一覧画面に表示される申請 ID を記載する。
- 5) 訂正箇所は二重線を引き、訂正印を押す。修正テープや修正インクは使用しない。
- 6) 認定部確認欄には何も記載しない。

2. 各審査書類の記載方法

審査書類	書類番号	記載方法・注意事項	コピー
認定審査 審査書類 確認用紙 [要件 2] ※要件 1 で AC-6 を送 付する場 合は AC-1-1 を使用す ること。	AC-1-1～ AC-1-2	<ol style="list-style-type: none"> 1) 氏名を記載する。 2) 「枚数記入」の欄に、提出枚数を記載する。 3) 記載通り書類があることを確認し「本人確認欄」にチェックする。 4) 審査書類の 1 枚目となるよう提出する。 	不可

審査書類	書類番号	記載方法・注意事項	コピー
履修科目及 び単位の証 明書 [要件2]	AC-3	大学院が6ヵ月以内に発行した、履修科目及び単位がわかる証明書(履修単位証明書/成績証明書 等)を提出する。 (取得単位が不明確なもの、大学院名の記載や大学院の公印が確認できないものは不可。)	不可
専攻について の証明書 [要件2]	AC-4-1	「看護管理に関連する単位の取得状況」について <ol style="list-style-type: none"> 1) 関連する科目名、取得単位数を記載する。 2) 内容欄に看護管理もしくは管理に関連することがわかるよう具体的な科目内容を記載する。 	不可

(別添 4) 審査書類(郵送での提出物)の作成方法

審査書類	書類番号	記載方法・注意事項	コピー
	AC-4-2	AC-4-1 に記載の履修科目で「看護管理」の表記がない科目について、シラバスのコピーを添付する。(科目名に「看護管理」の表記がある場合は提出不要) ※左上に「AC-4-2」、右上に申請 ID を記載する。	可
修士論文概要のコピー [要件 2]	AC-5	1) 修士論文の抄録または、抄録に相当するもののコピーを提出する。 2) コピーしたものの左上に「AC-5」、右上に申請 ID を記載する。	可
改姓を証明する書類	AC-6	1) 改姓し、申請の氏名(『資格認定制度 審査・申請システム』に登録の氏名)と姓が異なる審査書類・情報がある場合は、改姓前及び改姓後の姓名が確認できる証明書類(戸籍抄本、運転免許証(表面と裏面)、パスポート等のコピー)を提出する。 2) 書式なし。左上に書類番号「AC-6」、右上に申請 ID を記載する。	可

(参考資料)日本看護協会認定看護管理者規程及び細則

公益社団法人日本看護協会 認定看護管理者規程

第1章 総則

第1条 公益社団法人日本看護協会認定看護管理者制度(以下「本制度」という。)は、多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族及び地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供することを目指し、一定の基準に基づいた看護管理者を育成する体制を整え、看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与することにより、保健医療福祉に貢献することを目的とする。

第2条 公益社団法人日本看護協会(以下「本会」という。)は、前条の目的を達成するため、この認定看護管理者規程(以下「規程」という。)により認定看護管理者を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 認定看護管理者とは、本会認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると認められた者をいう。

第2章 認定看護管理者制度委員会

第4条 本制度の運営にあたって、認定看護管理者制度委員会(以下「制度委員会」という。)を設ける。

第5条 制度委員会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、必要事項について定めることができる。

第6条 制度委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第7条 制度委員会の構成及び運営については、認定看護管理者細則(以下「細則」という。)に定める。

第3章 他の看護関係の組織との連携

第8条 本会は、本会が認定する認定看護管理者と同等の資格を認定する他の看護関係の組織と、水準を均質にする努力を行うために協議会を設ける。

第4章 教育課程

第9条 本会は、認定看護管理者に必要な教育課程を、ファーストレベル、セカンドレベル及びサードレベルの3課程と定める。

2 教育課程は、制度委員会が審議し理事会の決議を経て定める。

第5章 教育機関の認定及び取消し

第1節 教育機関の審査と認定

第10条 本会は、認定看護管理者の水準を均質にするため、認定看護管理者の教育にふさわしい条件を備えた教育機関を教育課程ごとに、認定看護管理者教育機関として認定する。

- 2 前項で定める認定の要件については、細則に定める。
- 3 第1項で定める認定を申請する機関は、制度委員会が別に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。
- 4 会長は、制度委員会が認定看護管理者教育機関として認定し、認定証の交付を申請した機関に対して、認定看護管理者教育機関認定証を交付する。
- 5 本会は、前項に規定する認定証を交付した機関を認定看護管理者教育機関名簿に登録する。
- 6 本会は、前項の登録をした機関を本会公式ホームページで公表する。
- 7 本会の認定を受けた教育機関は、教育課程開講の翌年に認定要件を実際に満たしていることの確認(以下「認定確認」という。)を受けなければならない。
- 8 認定確認については、3項の規定を準用する。この場合「認定」とあるのは「認定確認」と、「審査料」とあるのは「申請料」と読み替えるものとする。
- 9 認定の有効期間は開講の年から教育機関としての認定確認後5年とする。ただし、すでに運営している教育課程がある場合はその教育課程の有効期間を採用する。

第11条 本会は、認定看護管理者教育機関が次の各号に該当するときは、制度委員会の決議を経て、認定看護管理者教育機関の認定の取り消しを教育課程ごとに行う。

- (1) 認定看護管理者教育機関がその資格を返上したとき
- (2) 認定要件を満たさないと制度委員会が判断したとき
- (3) 認定看護管理者教育機関が認定確認または教育機関認定の更新を受けなかったとき

第2節 教育機関の認定更新

第12条 本会の認定を受けた教育機関は、認定確認の5年後、以降7年ごとに認定の更新を受けなければならない。

- 2 認定更新の要件については、細則に定める。
- 3 認定更新を申請する機関は、開講しているファーストレベル・セカンドレベル・サードレベルの教育課程ごとに、制度委員会が別に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。
- 4 認定更新については第10条第4項から第6項の規定を準用する。
- 5 認定更新の有効期間は7年とする。

第6章 認定看護管理者の認定

第1節 認定看護管理者を認定する委員会

(認定委員会)

第13条 認定看護管理者の認定に関する事項の審議は、認定看護管理者認定委員会(以下「認定委員会」という。)が行い、認定委員会は、必要事項について定めることができる。

第14条 認定委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 認定看護管理者の認定とその更新及び再認定の審査に関する事
- (2) 認定看護管理者の認定とその更新及び再認定の実施に関する事

第15条 認定委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第16条 認定委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第17条 認定委員会は、認定看護管理者を認定する業務を補佐する認定看護管理者認定実行委員会(以下「認定実行委員会」という。)を組織する。

(認定実行委員会)

第18条 認定実行委員会は、認定委員会を補佐し認定看護管理者の審査に関するすべての業務を行う。

第19条 認定実行委員会の委員は、認定委員会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第20条 認定実行委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第2節 受験資格

第21条 認定看護管理者の認定審査を受験する者(以下「受験者」という。)は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上あること。そのうち通算3年以上は看護師長相当

以上の看護管理の経験があること

- (3) 以下のいずれかの要件を満たしていること

- イ 認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者
- ロ 看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者

第3節 認定看護管理者の審査及び認定

第22条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに、本会に提出しなければならない。

第23条 審査は、認定実行委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試験によって行う。

第24条 認定実行委員会は、審査結果を認定委員会に報告する。

第25条 認定委員会は、認定実行委員会の報告に基づき、認定看護管理者の認定を行う。

第26条 会長は、認定委員会が認定看護管理者として認定し、認定証の交付を申請した者に対して、認定看護管理者認定証等を交付する。

2 本会は、前項の認定証等を交付した者を認定看護管理者名簿に登録する。

3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会公式ホームページで公表する。

4 認定看護管理者認定証の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、第31条の規定によって、認定看護管理者がその資格を喪失したときは、資格を喪失した日に効力を失うものとする。

第7章 認定看護管理者の認定の更新

第27条 本会は、認定看護管理者のレベル保持のため、認定更新制を施行する。

第28条 認定看護管理者は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第29条 認定看護管理者の認定更新を申請する者(以下「認定更新申請者」という。)は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 申請時において、認定看護管理者であること
- (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護管理実践及び自己研鑽の実績があること

第30条 認定更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

第8章 認定看護管理者の資格の喪失及び処分

第31条 認定看護管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定委員会の決議により、認定看護管理者の資格を喪失する。

- (1) 認定看護管理者の資格を辞退したとき
- (2) 認定看護管理者の認定の更新をしなかったとき
- (3) 規程第29条に定める認定更新要件を満たさないと認定委員会が判断したとき
- (4) 日本国の看護師免許を喪失、返上又は取消されたとき

第32条 認定看護管理者としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会と制度委員会の審議を経て、会長が認定看護管理者の認定を取消す等必要な処分を行うことができる。

2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める。

第9章 認定看護管理者の再認定

第33条 第31条に基づく資格喪失後に再び認定看護管理者の認定を申請する者(以下「再認定申請者」という。)の審査は、第29条及び第30条の規定を準用する。この場合「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

2 再認定申請者については第29条2号を適用しない。

第10章 規程の変更及び見直し

第34条 この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

第35条 この規程は、5年ごとに見直しをする。

第11章 補 則

第36条 この規程を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成8年5月14日から施行する。
- 1 この規則は、平成9年5月13日改正
- 1 この規則は、平成10年5月19日改正
- 1 この規則は、平成11年7月9日改正
(教育機関の視察を実施する条文を追加)
- 1 この規則は、平成13年7月13日改正
(認定審査の受験資格、試験内容の変更及び教育課程の改正(第1回)にかかわる規則の改定)
- 1 この規則は、平成14年4月1日改正
ただし、新教育課程に関しては、制度委員会で承認を受けた教育機関については、平成13年8月1日から適用する。
- 1 この規則は、平成15年5月20日改正
- 1 この規則は、平成16年2月6日改正
- 1 この規則は、平成16年7月16日改正
(第8条第2項「別表1」を「別」に変更)
(第8条第3項 科目の認定を科目の修了証明に変更)
(第9条・第10条 都道府県看護協会以外のファーストレベル教育機関を追加)
- 1 この規則は、平成17年2月4日改正
(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)
- 1 この規則は、平成20年5月19日改正
(第26条3項「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この規則は、平成21年2月6日改正
(第14条 再認定を追加)
(第31条3号を追加)
(第9章「認定看護管理者の再認定」第33条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)
- 1 この規則は、平成21年2月20日改正
(第9条3項 都道府県看護協会以外の教育機関において履修した研修について都道府県看護協会がファーストレベル教科目の修了証明を発行することを削除)
- 1 この規則は、平成22年11月18日改正
(第21条第3号イを認定看護管理者教育全課程修了からサードレベル修了に変更)
(第21条第3号ロ、ハを削除し、条文整理)
- 1 この規程は、平成25年4月1日より適用する。
- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。
(第21条1号・2号、第29条1号、第31条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許」を「看護師免許」に変更)
- 1 この規程は平成25年2月28日改正、平成26年4月1日から施行する。
(第5章に第1節教育機関の審査と認定、第2節教育機関の認定更新を追加)

(第10条に認定看護管理者の教育機関を都道府県看護協会ファーストレベルを含めた全教育機関に改正。また第3項から第9項を追加し、審査料と認定確認及び有効期間の記載等を改正)
(第11条を認定看護管理者教育機関の教育課程ごとの認定の取り消しに改正し、条文整理)
(第12条を認定更新の条項に改正)

1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。

(第32条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号「前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める」を追加)

(第34条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)

1 この規程は、平成30年2月23日に改正し、平成34年4月1日から施行する。

(第21条2号「そのうち通算3年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験があること」を追加)

(第21条3号ロ「看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者」に変更)

(第21条3号ハ「師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者」を削除)

(第21条3号ニ「師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、大学院において管理に関連する学問領域の修士号を取得している者」を削除)

1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響による特別措置として、2020年9月25日から、本項から第4項までの規定を施行する。

2 第26条第4項の規定にかかわらず、有効期間を2020年12月末日までとされた認定看護管理者認定証については、その有効期間を2021年3月末日までとする。

3 第26条第4項の規定にかかわらず、2021年1月1日から同年3月31日までの間に交付された認定看護管理者認定証の有効期間は、2025年12月末日までとする。

4 第28条の規定にかかわらず、前項に規定する認定看護管理者認定証の交付を受けた認定看護管理者は、2025年12月末日までに認定を更新しなければならない。

公益社団法人日本看護協会 認定看護管理者細則

第1章 総 則

第1条 認定看護管理者規程(以下「規程」という。)の施行にあたり、規程に定められた以外の事項については、この認定看護管理者細則(以下「細則」という。)の規定に従うものとする。

第2章 認定看護管理者制度委員会

第2条 認定看護管理者制度委員会(以下「制度委員会」という。)は10名以上の委員をもって構成する。

2 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 制度委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第3条 制度委員会は、規程第7条に基づき、認定看護管理者制度の実施や改善のための検討を行う。その役割には、認定看護管理者教育課程の見直し及び改善、並びに認定看護管理者教育機関の認定と更新の審査を含む。

第4条 制度委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第5条 制度委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

第3章 他の看護関係の組織との連携

第6条 規程第8条の規定により、他の看護関係の組織との協議会を別に設ける。協議会の運営方法は、常務理事会において定める。

第4章 教育機関の認定

第1節 教育機関の審査と認定

第7条 規程第10条に規定する認定の要件は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育理念
- (2) カリキュラム及び教育期間
- (3) 受講要件及び修了要件
- (4) 運営に関する委員会
- (5) 教員の要件
- (6) 施設及び設備
- (7) 収支

第8条 制度委員会は、認定看護管理者の教育機関として認定した教育機関を会長に報告する。

2 認定看護管理者教育機関の認定を受け認定証の交付を受けようとする機関は、定められた期日までに、公益社団法人日本看護協会(以下「本会」という。)に認定看護管理者教育機関認定申請書を提出し、理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第2節 教育機関の認定確認

第9条 規程第10条の規定により、認定確認を受けようとする教育機関は、申請時点において認定確認を受けようとする教育課程を開講していなければならない。ただし、連続開講を実施していない教育機関についてはこの限りではない。

- 2 認定確認についても第7条1号から7号の要件を準用する。
- 3 認定確認は、書類確認と視察をもって行う。認定確認の内容は制度委員会が別に定める。
- 4 本会は、認定確認時期の到来する6か月前に対象となる教育機関に通知する。

第10条 制度委員会は、認定看護管理者教育機関として認定確認した教育機関を会長に報告する。

第3節 教育機関の認定更新

第11条 規程第12条の規定により、認定更新を受けようとする教育機関は、申請時点において認定更新を受けようとする教育課程を開講していなければならない。ただし、隔年開講等の場合はこの限りではない。認定更新についても第9条2項から4項を準用する。この場合「認定確認」とあるのは「認定更新」と、「書類確認」とあるのは「書類審査」と読み替えるものとする。

第12条 制度委員会は、認定看護管理者教育機関として認定を更新した教育機関を会長に報告する。認定の更新についても第8条2項の規定を準用する。

第5章 認定看護管理者の認定

第1節 認定看護管理者を認定する委員会

(認定委員会)

第13条 認定看護管理者認定委員会(以下「認定委員会」という。)は、5名以上の委員をもって構成する。制度委員は、認定委員を兼務することができる。

- 2 認定委員の構成は、看護管理領域の専門家を含まなければならない。
- 3 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第14条 認定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第15条 認定委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

(認定実行委員会)

第16条 認定看護管理者認定実行委員会(以下「認定実行委員会」という。)の委員の定数は、5名以上とする。

- 2 認定実行委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 認定実行委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

第17条 認定実行委員会の委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

第18条 認定実行委員会の委員の氏名は任期中非公開とする。

第2節 受験の申請

第19条 規程第22条の規定により、認定看護管理者の認定審査を受験する者(以下「受験者」という。)は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 認定看護管理者認定審査申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 看護師免許証の写
 - (4) 5年間の実務経験の証明書
 - (5) 規程第21条第3号に定める受験資格を証明する以下のいずれかの書類
 - イ サードレベル修了証の写
 - ロ 看護管理に関連する学問領域の大学院の修了証の写
- 2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第3節 認定看護管理者の審査及び認定

第20条 認定実行委員会は、規程第23条の規定により認定看護管理者認定審査の受験者に対し、書類審査及び筆記試験等を行う。

2 書類審査に合格した者に限り、筆記試験等を受けることができる。

第21条 認定実行委員会は、審査結果を認定委員会に報告する。

第22条 認定委員会は、認定実行委員会の審査結果をもとに審議を行い、合格者を会長に報告する。

第23条 認定看護管理者の認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第24条 規程第23条の規定により認定看護管理者認定審査を行うにあたっては、本会公式ホームページに審査の要領を掲載する。

第6章 認定看護管理者の認定の更新

第25条 規程第28条の規定により、認定の更新を受けようとする者(以下「認定更新申請者」という。)は、認定証取得後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 看護管理実務時間が2,000時間以上に達していること
- (2) 実践活動等の実績及び制度委員会で認めた学会等への参加や発表の実績が合わせて50点以上であること

第26条 認定更新申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 認定看護管理者認定更新申請書
- (2) 履歴書
- (3) 勤務先の長の発行する勤務証明書
- (4) 認定証取得後5年間の看護管理実績報告書
- (5) 認定証取得後5年間の自己研鑽の実績報告書

2 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。

3 認定更新の申請期間については、認定委員会が別に定める。

第27条 規程第28条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由であると認定委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。

第28条 認定看護管理者の認定更新を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第7章 認定看護管理者の再認定

第29条 規程第33条の規定に基づき再認定を受けようとする者(以下「再認定申請者」という。)は、申請時において過去5年間に細則第25条の各号をすべて満たしていなければならない。

第30条 再認定申請者は、細則第26条の各号に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。この場合、4号、5号に定める申請書類について「認定証取得後5年間」を「申請時において過去5年間」と読み替えるものとする。

第31条 認定看護管理者の再認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第8章 細則の変更

第32条 この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 この細則は、平成8年5月14日から施行する。

1 この細則は、平成9年5月13日改正

1 この細則は、平成10年5月19日改正

1 この細則は、平成11年7月9日改正

(教育機関の視察を実施する条文を追加)

改正後の細則第9条の規定にかかわらず、第1回の視察に関しては、平成12年度に実施するものとする。

1 この細則は、平成13年7月13日改正

(認定のための受験資格、試験方法の変更及び教育課程の改正(第1回)にかかわる細則の改定)

- 1 この細則は、平成14年4月1日改正
- 1 この細則は、平成15年5月20日改正
- 1 この細則は、平成16年2月6日改正
- 1 この細則は、平成16年7月16日改正
(第27条の変更、第34条の変更)
- 1 この細則は、平成17年2月4日改正
(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)
- 1 この細則は、平成20年5月19日改正
(第24条「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この細則は、平成21年2月6日改正
(第26条の3号を削除し条文整理)
(第7章「認定看護管理者の再認定」を追加、第29条から第31条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)
- 1 この細則は、平成22年11月18日改正
(規則第21条改正に伴い、第19条第5号提出書類を変更)
- 1 この細則は、平成25年4月1日から適用する。
- 1 この細則は、平成23年4月27日改正、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この細則は、平成24年7月26日から施行する。
(第19条3号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許証」を「看護師免許証」に変更)
- 1 この細則は平成25年2月28日改正、平成26年4月1日から施行する。
(第4章第2節を教育機関の認定確認に改正し、第3節教育機関の認定更新を追加)
(第7条を条文整理)
(第8条を改正し、認定看護管理者教育機関認定証の交付と認定料について明記)
(第9条と第10条を認定確認の条項に改正)
(第11条と第12条を認定更新の条項に改正)
- 1 この細則は、平成26年2月28日から施行する。
(第2条2号「制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない」に変更)
(第4条、14条「委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない」、2号「決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する」に変更)
(第19条「認定看護管理者に必要な能力に関する推薦書」を削除)
(第32条「この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる」に変更)
- 1 この細則は、平成30年2月9日に改正し、平成34年4月1日から施行する。
(第19条5号ロ「看護管理に関連する学問領域の大学院の修了証の写」に変更)
(第19条5号ハ「管理に関連した学問領域の大学院の修了証の写」削除)

第 27 回 認定看護管理者(CNA)認定審査
『認定の手引き』

(禁無断複製)